



平成 22 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 名 取 締 役 社 長 兼 社 長 執 行 役 員 岡 本 洋 三
(コード番号 8254 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
経 営 企 画 部 長 藤 根 剛
(TEL 044-211-0375)

本日の当社株式に係る東京証券取引所のニュースリリースについて

当社は、本日、第 78 期有価証券報告書を提出し、平成 22 年 2 月期において債務超過の状態となったことから、本日の東京証券取引所からの発表のとおり、有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 5 号(上場廃止基準)に該当するため、上場廃止基準に係る猶予期間入りいたしましたのでお知らせいたします。

債務超過の状態は、平成 22 年 2 月 1 日に全お取引金融機関の承認をいただきました事業再生ADR 手続における「事業再生計画」にもとづき、平成 22 年 3 月 19 日付で、川崎店等の売却・引渡しを実行し売却益 4,212 百万円が実現したほか、平成 22 年 3 月 26 日および 3 月 31 日付でお取引 7 金融機関から 2,640 百万円の債務免除およびお取引 1 金融機関から 741 百万円の債務の株式化の実行を受けていることから、平成 22 年 3 月末時点において債務超過の状態は既に解消しております。よって、本日の東京証券取引所発表の上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄への指定に関しましては、債務超過は既に解消していること、ならびに平成 23 年 2 月期においても債務超過とはならない予想であることから、平成 23 年 2 月期の有価証券報告書の提出をもって解除される見込みであります。

以上